

県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（案）

令和2年4月10日策定
令和2年5月15日改正
令和2年6月4日改正
令和2年8月31日改正
令和2年9月24日改正
令和3年2月4日改正
令和4年6月7日改正
令和5年3月 日改正

県議会は、新型コロナウイルス感染症に関し、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面の間、次の取組を実施する。

1 マスクの着用

会議（委員会等を含む。）におけるマスクの着用については、議員の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。

なお、議員控室や議会が管理する執務室等（以下「議員控室等」という。）においても同様とする。

2 アクリル板等による遮蔽措置

議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。

3 来訪者への対応

議員控室等においては、来訪者（県職員を除く。以下同じ。）に、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。

また、マスクの着用については、来訪者の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。

4 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組**(1) 換気の徹底**

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

(2) 出席者の縮減

本会議及び委員会については、感染状況等を考慮し、必要がある場合

は、議会審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減する。

(3) 執務スペース等の確保への協力

執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議会大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。

5 県民意見等の聴取と情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

6 状況を踏まえた議会日程の調整

感染状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

7 委員会の調査等

国外及び県外に係る県政調査並びに議会友好代表団は、団長会において協議する。

また、委員会の県内、県外及び海外調査については、正副委員長会において協議する。

8 その他

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。